

○ 「高額療養費の外来現物給付化」に関するQ&Aについて（平成23年12月2日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|--|
| <p><外来の高額療養費の現物給付化の基本事項></p> <p>【質問1】 今回の改正により、何が変更となるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>○ 限度額適用認定証等(※)を提示し、患者が外来の診療を受けた場合についても、入院した場合と同様に、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができる仕組みが導入されます。</p> <p>※ 「<u>資格確認書</u>」（<u>限度額適用認定の情報</u>が記載されていないものに限る。）の交付対象者の方に限り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>限度額適用認定証</u>」の提示については、<u>70歳未満の区分ア～エの方</u>、<u>70歳以上の現役並み所得Ⅰ及び現役並み所得Ⅱの方</u>、 ・「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」の提示については、<u>70歳未満及び70歳以上ともに低所得にあてはまる方</u>が必要となります。 <p>※ 「<u>資格確認書</u>」（<u>限度額適用認定の情報及び一部負担金割合の記載がないもの</u>に限る。）の交付対象者に限り、<u>70歳以上の一般及び現役並み所得Ⅲの方</u>は、「<u>高齢受給者証</u>」を提示することになります。</p> <p>【質問2】～【質問7】 （略）</p> <p>【質問8】 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証はどのような人が必要となるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>○ <u>70歳未満の上位所得及び一般の被保険者並びに70歳以上75歳未満の現役並み所得Ⅰ及び現役並み所得Ⅱの被保険者（限度額適用認定の情報が記載されていない「資格確認書」が交付されているものに限る。）</u>で高額療養費の現物給付化を希望される方は、入院・外来を問わず、所得区分を確認するため、全員、「<u>限度額適用認定証</u>」が必要となります。<u>（ただし、医療機関等がオンライン資格確認等システムで限度額情報を確認できた場合は、この限りではない。）</u></p> <p>○ <u>70歳未満、70歳以上75歳未満ともに低所得にあてはまる方</u>で高額</p> | <p><外来の高額療養費の現物給付化の基本事項></p> <p>【質問1】 今回の改正により、何が変更となるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>○ 限度額適用認定証等(※)を提示し、患者が外来の診療を受けた場合についても、入院した場合と同様に、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができる仕組みが導入されます。</p> <p>※ 「<u>限度額適用認定証</u>」の提示については、<u>70歳未満の一般、上位所得の方</u>、「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」の提示については<u>70歳未満、70歳以上ともに低所得にあてはまる方</u>が必要となります。<u>70歳以上75歳未満で一般、現役並み所得の方</u>は「<u>高齢受給者証</u>」を提示することになります。</p> <p>【質問2】～【質問7】 （略）</p> <p>【質問8】 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証はどのような人が必要となるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>○ <u>70歳未満の上位所得、一般の被保険者</u>で高額療養費の現物給付化を希望される方は、入院・外来に問わず、所得区分を確認するため、全員、「<u>限度額適用認定証</u>」が必要となります。</p> <p>○ <u>70歳未満、70歳以上ともに低所得にあてはまる方</u>で高額療養費の現</p> |

療養費の現物給付化を希望される方（限度額適用認定の情報が記載されていない「資格確認書」が交付されているものに限る。）は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。（ただし、医療機関等がオンライン資格確認等システムで限度額情報を確認できた場合は、この限りではない。）

- 「資格確認書」の交付対象者で70歳以上75歳未満の現役並み所得Ⅲ及び一般の方は、限度額適用認定の情報が記載されている「資格確認書」又は「高齢受給者証」により所得区分が確認できるため、不要です。
- マイナ保険証利用者はオンライン資格確認により、所得区分が確認できるため、不要です。

【質問9】～【質問16】（略）

物給付化を希望される方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。

- 70歳以上75歳未満の現役並み所得、一般の方は「高齢受給者証」により所得区分が確認できるため、不要となります。

【質問9】～【質問16】（略）